

住 第 8 8 3 号  
高 第 1 2 3 3 号  
平成 2 7 年 1 1 月 1 0 日

各サービス付き高齢者向け住宅登録事業者 様

千葉県県土整備部都市整備局住宅課長  
(公印省略)  
千葉県健康福祉部高齢者福祉課長  
(公印省略)

「千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針」の一部改正について（通知）

このことについて、平成 2 7 年 3 月 3 0 日付けで厚生労働省が「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」を一部改正したことに伴い、「千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針（以下、本指針）」を別添のとおり一部改正し、平成 2 7 年 7 月 1 日から施行されましたので通知します。

この改正に伴い、サービス付き高齢者向け住宅のうち、食事の提供など有料老人ホームの定義に該当する事業を行うものについては、本指針の対象として明確に位置づけられました。なお、有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅については、老人福祉法の効力が及ばないことから、引き続き、本指針の対象とはなりません。

貴社（団体）が管理運営を行っているサービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームに該当し、本指針の対象（ただし、本指針の 3、4、5、6 及び 1 0 の規定は適用外）となりますので、住宅の運営にあたっては、十分御留意ください。また、今後下記のとおり取扱いが変更となりますので併せてお知らせします。

## 記

### 1. 立入検査の実施

今後、各地域を所管する健康福祉センターによる 2 年に 1 度の立入検査を実施します。平成 2 8 年 1 月より順次実施予定です。検査を実施する際は、事前に各健康福祉センターより別途通知を發出します。

### 2. 重要事項説明書の作成

本指針別紙様式に基づき、重要事項説明書を作成し、入居者等の求めに応じて交付等が行えるよう速やかに作成してください。

また、来年度より毎年7月1日現在の重要事項説明書を県へ提出する必要があります。

なお、別紙様式※印に記載のとおり、これまで使用していた登録事項等の事前説明書の記載内容と重なる部分（有料老人ホーム重要事項説明書項目1から3まで及び6）については登録事項等の事前説明書で説明されているものとみなし、欄自体を削除して差し支えありません。重要事項説明書の様式は千葉県ホームページからダウンロードできます。

（参考URL）千葉県ホームページ

千葉県有料老人ホームを開設したい方へ（各種様式ダウンロード 2. 重要事項説明書）

<http://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/service/yuuryou.html>

○サービス付き高齢者向け住宅に関するお問合わせ先

千葉県県土整備部都市整備局 住宅課 住宅支援班

TEL：043-223-3231

○千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針に関するお問合わせ先

千葉県健康福祉部 高齢者福祉課 法人支援班

TEL：043-223-2350